

横浜市における就学児健診時視力検査実施協力の 実際

ちぐさ眼科医院

鈴木 高遠

宇津見眼科医院
池袋眼科医院

宇津見義一
池袋 信義

要 約

公立小学校入学前の就学児健診では、以前から視力検査を行う旨の規定があったが、神奈川県最大の政令指定都市である横浜市（人口370万人、眼科校医実数146名、平成25年4月現在）では、かねてより視力検査については「希望者のみ実施」と解釈され、実際にはほとんど行われていなかった。横浜市眼科医会では、このことに危機感を持ち、平成24年10月の㈱日本学校保健会の就学児健診マニュアルでの改訂を受けて、横浜市内の就学児健診での視力検査全員実施と前記マニュアルの規定に則った「視力1.0未満に受診勧告」を目指して、市の教育委員会と協力しつつ健診内容の拡充に向けて協力・指導活動を続けた。この指導活動の具体的な内容と成果と問題点について報告する。

これまでの経緯

学齢期の児童生徒を対象とする学校保健において、裸眼視力を測定することの意義は、眼疾の早期発見と屈折矯正の指導だが、就学前児童での視力測定には、もうひとつの意義として弱視発見がある。屈折性弱視を治療する感受性期は生後数カ月から8歳程度までとされ、遅くとも小学校入学までに発見しないと効果的な治療は、多くの場合困難となる。現在わが国では学齢以前の健診として3歳児（横浜市では4歳児）健診と就学時健診の2回が設定されており、その具体的な実施方法について一応のガイドラインは示されているが、実際の運営方法は各自自治体の裁量に委ねられている。

視力検査の方法について、眼科学的には単一ラ氏

環5メートルで1.0未満を異常と判断することが基本となることに議論の余地はない。しかし行政が行う場合には、人的・予算的・時間的な事情による制約あるいは屈折性弱視に関わる小児眼科診療に対する無知から、事前に簡易視標を送って自宅で検査させたりなどの便法を取ったりすることがある。また健診の結果、異常所見として眼科医による二次健診受診を促す選別ラインについても視力1.0未満のかわりに0.7未満としている場合もある。

記録に残ってないので何がキッカケだったのか判然としないが、確か30年くらい前から横浜市では毎年10月～11月頃に行なわれる小学校の就学児健診の際に、児童に対して視力検査を全員一律に行うことを止めてしまった。一応の言い訳としては「視力検査は希望者のみに行なう」としながら、実際には殆ど行なわれていないような実態が続いていたのである。勿論、就学児健診には眼科医も参加して外眼部疾患と眼位の健診も行なっていたのだが、視力検査に眼科医が直接タッチしていなかったこと、に加えて眼科医自身も平均して3～4校を担当して時間的余裕に乏しかったこと、また就学児健診の場合には内科系医師の都合で健診日時が決められてしまうことが多いことも手伝ってか、横浜市眼科医会の会員からも十年ほど前、平成15年（2003年）頃までは視力検査の全員実施を求める要望が声高に叫ばれることは殆どなかった。

『3（4）歳児健診で既に測ったから…』『半年後、入学して1年生の定期健診で測るから…』就学児健診時には希望者のみの視力測定に留めて構わないだろう」旨の理屈も、素人相手なら通用するかも

しれない。しかし、小児の視力検査を経験すれば容易に分かるが、低学年での視力検査結果にはバラつきが多く信頼性が十分ではない。また体調や家庭の都合で検査に漏れる可能性もあり、8歳頃までとされる弱視治療感受性期の終結というデッドラインを前にして、視力検査を3（4）歳時点のみとするか就学時健診でも行うかは、眼科医療の観点から言えば、「小学入学以前の弱視検出チャンスを1回とするか2回とするか」という意味合いを持ってくる。

であればこそ、自院の診療を中断して出向く就学時健診での視力検査の実施について、「建前は希望者、実際には不施行」という手抜きの状態に目をつぶるのか、あるいは健診実施に間接的にかかわっている当事者として、若干の手間の増える事態となることを覚悟の上で「全員に視力検査を実施必要」と主張すべきなのか、眼科校医であると同時に眼科開業医であった我々にとって容易には即断できないジレンマでもあった。

しかし平成16年～17年のころだったが、日本眼科医会理事でもあった宇津見と神奈川県眼科医会理事でもあった鈴木が全国および神奈川県内の他市町村の就学時健診での視力検査の実施状況について情報を持ち寄るようになると共に、一般会員からの突き上げも手伝って、横浜市での就学時健診時視力検査不実施の実態が目立ってくることとなり、17年11月には就学時健診での視力検査の現状を考える委員会を眼科医会の中に設置し改善策について検討を始めた。つまり眼科校医として拱手傍観はもはや許されないであろう認識が当会執行部の中に芽生えてきたわけだ。平成18年（2006年）度には当会理事会の内部で、横浜市での就学時健診時の視力検査実施の方向に向けて模索すべきとの合意が形成され、それに向けた水面下の働きかけが検討され始めた。宇津見は同年11月の会報で、小学校入学後の視力検査で初めて弱視と判明したケースを報告するよう会員に呼び掛けたが、その結果として6例の弱視症例を集めるに至り、以来当会として就学時健診での視力検査実施に向けて力を注ぐ傾向を加速していく結果となった。次に平成21年9月の当会月報から宇津見の報告を引用する。「…横浜市教育委員会は過去26年以上前から学校保健安全法施行規則において規定されている小学校就学時健診における視力検査を行っていないため、…略…入学後に弱視が判明した症例を市

眼科医会員に募集したところ2週間で6例を報告いただいた。その結果は平成19年2月の神奈川県学校保健学会にて報告した。5例が6歳、1症例が9歳であり、6症例全てが就学児健康診断において視力検査が実施されていなかった。入学後の定期健康診断において6例中4例は要検査にて眼科を受診した。6例中2例は健診では正常であったが、親が気付いて眼科を受診した。いずれも片眼の弱視で弱視眼の矯正視力は0.2が2例、0.3が1例、0.5が1例、0.6が2例であった。健眼は6例すべて1.2であった。9歳児は小学校1年と2年の検査では正常で、小学校3年生の検査で初めて要検査となった例であり、不同視の程度が強く弱視眼の矯正視力は0.2であり、治療にても視力改善が困難と考えられた。以上を踏まえて平成20年11月に日本眼科医会は全国の幼稚園と就学時の視力検査についてアンケート調査を実施した。全国47都道府県の201の幼稚園と各地区190の教育委員会が回答した。結果は幼稚園での視力検査は全国平均で50.7%が実施していなかった。神奈川県では就学時視力検査は平均では60%が実施しておらず啞然とした。今後、神奈川県内の各教育委員会への対応を図る予定である。この対応が可能となったのには、症例を報告して頂いた市眼科医会会員のご協力に感謝します。」

さらに同21年10月の朝日新聞には「就学時の視力検査、自治体の1割未実施 眼科医会調査」との見出しに続いて、「小学校入学前の就学時健康診断で全員に実施するよう定められている視力検査を、横浜、川崎、神戸、堺、福岡、北九州の政令指定市が実施していないことが朝日新聞の取材などでわかった。日本眼科医会の調査によると、約1割の自治体が実施していないと推定されている。弱視は見つかるのが6歳以降だと改善が難しくなるとされており、医会は全国一律の実施を求めている。朝日新聞が取材したところ、西日本ではほかに、大阪の池田市、四條畷市、豊能町、兵庫の三木市、奈良の御所市、広島市の三原市が未実施だった。（略）」と報道された。翌平成22年3月、文部科学省から通達が出され、就学時健康診断における検査項目として、栄養状態・脊柱胸郭異常などと共に視力を検査することが明記された。また同年12月の神奈川県学校保健学会では宇津見が全国の現状について「平成20年全国幼稚園と就学児視力検査結果への対応」と題して発表を行っ

た。

行政と協同

新聞報道と文科省通達また眼科医会から働きかけにダメ出しされる形で22年度から就学時健康診断の検査項目として原則として全員に視力検査を行うことに決めた横浜市は、まず市内の345小学校の就学児童3万人余の視力検査を混乱なく効果的に運営する目的で、同年から年2回程度、教育委員会・養護教諭・校長と医師会・眼科医会の代表を交えた就学時健診検討委員会を開催して具体的な方法を検討することとした。視力検査の実施にあたって受診勧告の基準として、眼科医サイドは視力1.0未満への勧告を主張したが、同委員会での議論の結果、22年度は視力0.7未満と暫定的に決めた。また横浜市眼科医会では就学時健診で視力の異常を指摘され会員眼科医を受診した児童の集計を会員に募ったが、この年度には55名の視力低下例をカウントした。

翌平成23年3月、「園児の視力検査マニュアル」が日本の眼科3月号に掲載された。同年6月、横浜市教育委員会は就学時健診での受診勧告基準を0.7にするか1.0とするか定める上で参考とする目的で、国内の政令指定19都市に対して電話による聞き取り調査を行ったが、未だに視力0.7未満を勧告の基準としているところが少なからず見受けられた。具体的な都市名については、公表を控えるが興味深い結果が得られたので以下に概要を記す。

まず視力による受診勧告の基準としては、19市中、0.7が6市、1.0が3市、不明・未定・回答無しが合わせて10市だった。また就学時健診での勧告基準を、それまでの0.7から1.0に改めた日本眼科医会の健診マニュアルについて、「影響なし」「影響を把握していない」「未だ正式の申し入れがない」と、大部分の都市で把握していないと推定される回答が得られた。また受診勧告自体行っておらず、視力検査結果の保護者への通知のみに留めているところが19市中7市、眼科医が関与しておらず「内科医が総合的に判断」している(1)とする回答を寄せたところが1市あった。

この調査結果を受けて眼科医会側が主張する視力1.0未満の勧告基準が望ましいとは認めつつ、横浜市では勧告者数の大幅増加に伴う混乱を避ける目的で、同23年度には全市で視力0.7を勧告基準とした。

また大部分の学校ではスペースの制約から距離2.5メートルという変則的な方法での視力測定を実施し、またその目的でラ氏環単一検査視標を眼科医がjpgファイルで作成して市教委に提供し市内各校での検査に供した。

平成24年度から眼科医会としては原則1.0未満勧告を要望したが、混乱回避の目的で大多数の学校では再び0.7未満を勧告基準としつつ、翌25年度から全校で原則1.0未満勧告の実施を視野に、市内18区の小学校の6校に1校程度、各区1校～5校の大規模校と小規模校取り混ぜて選び、勧告基準を視力1.0未満と設定して問題点の洗い出しを兼ねて健診に臨むこととした。ちなみに、就学児全員視力検査と1.0未満勧告に見通しが立ってきたことから横浜市眼科医会として感謝の意を表しつつ標準的検査方法を示す意味を込めて小児視力検査セット（5メートル用指標と仮枠）を市内全小学校に寄贈した。

本稿執筆時点において、平成25年度の就学児健診では全員検査・1.0未満勧告の予定である。

まとめに代えて

地元の恥をさらすことになり面目ない話だが、本来就学児全員に行っていなければいけなかった視力検査を二十数年間にわたって怠り、文科省やマスコミにダメ出しされる形で全員視力検査・1.0未満勧告を始めるについての大規模自治体であるが故の数年にわたる顛末次第を報告した。願わくば全国各都道府県の諸兄諸姉におかれては、ぜひ地元での就学児健診の運営実態について、今一度チェックを入れていただきたい。いわく、5メートル単一ラ氏指標になっているか？勧告の基準が1.0未満になっているか？受診勧告でなく単なる保護者への視力結果通知になっていないか？などのポイントについて確認をしていただくと共に、必要な場合には行政と協力して運営実態の改善に力を注いでいただきたく、私どもの顛末報告を参考にしていただければ幸いです。